

鳥取県告示第219号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後		改正前	
3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）		3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）	
名 称	取扱店舗	名 称	取扱店舗
略		略	
略	略	略	略
<u>三井住友信託銀行</u>		<u>中央三井信託銀行</u>	
株式会社		株式会社	
略		略	

備考 改正部分は、下線の部分である。